



いのち支える自殺対策における取組

1 自殺対策の基本理念

こころに寄り添い いのちを支え合うまち 小金井

自殺の多くは、家庭の問題や心身の健康の問題、勤務関係の問題、学校の問題、経済的な問題、恋愛関係の問題などの様々な要因によって追い込まれた末の死であると考えられています。

自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、行政だけでなく市民一人一人がお互いの自殺のサインに気づき、見守る役割を担うことで、様々な要因を抱える個人のこころに寄り添い合う、支え合いの体制づくりを目指します。そこで、「こころに寄り添いいのちを支え合うまち 小金井」を基本理念とし、自殺対策に向けた各種取組を地域一丸となって推進していきます。

2 自殺対策の基本方針

国は、自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）において、自殺総合対策の基本方針として「生きることの包括的な支援として推進する」「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」「実践と啓発を両輪として推進する」「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する」「自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する」を挙げています。これらの基本方針のもと自殺対策を推進することが重要とされていることから、本市としても基本理念の実現を目指して、この6つの基本方針を踏まえて各種取組を推進します。

基本方針1 生きることの包括的な支援

- 自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開するものとします。
- また、この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としても取り組んでいきます。
- 個人においても地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。

基本方針2 関連分野の有機的な連携の強化

- 自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐため、様々な分野の施策、人々や組織と密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を実施します。
- 自殺の要因となり得る関連の分野においても、実践的な活動を通じた連携の取組が展開されていることから、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援に当たる人々が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。
- 制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を推進します。
- 全国的には、子どもの自殺者数が増加傾向を示しており、その自殺対策を推進するため、国や東京都、民間団体等との緊密な連携を図っていきます。

基本方針3 対応のレベルに応じた対策の効果的な連動

- 「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力かつ効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

- 時系列的な対応としては、啓発等の「事前対応」と、自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じます。
- 「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において児童生徒等を対象とした、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。

基本方針4 実践と啓発を両輪とした推進

- 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。
- 自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援としても、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいきます。
- 市民一人一人が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人が発している、不眠や原因不明の体調不良等の自殺の危険を示すサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

基本方針5 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進

- 自殺対策が最大限その効果を発揮して「こころに寄り添い いのちを支え合うまち小金井」を実現するためには、市をはじめ、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。
- それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

基本方針6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

- 自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮するとともに、これらを不当に侵害することのないようにしなければなりません。自殺対策に関わる全ての人が、このことを認識して自殺対策に取り組むよう普及啓発を進めます。

3 施策体系

本計画は、「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引（令和5年6月厚生労働省）」において示した「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「自殺未遂者・自死遺族等の支援の充実」と前計画からの「生きることの促進要因の支援と阻害要因の軽減」の5つの基本施策と、国から地域の自殺の現状について把握することを目的に提供された「小金井市地域自殺実態プロファイル」において、重点的な支援対象に推奨された「勤務・経営」「無職者・失業者」「生活困窮者」「子ども・若者」を基にして、基本施策や重点施策を設定します。重点的な支援対象に推奨された「子ども・若者」については、国が示す「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育」を包含した方針としています。

また、「小金井市地域自殺実態プロファイル」において重点的な支援対象とはなっていないものの、依然として高齢者の自殺があることから、前計画に引き続き重点施策に設定します。

| 基本理念 | 施策 | 施策項目 |
|-------------------------------|---|-------------------------|
| こころに寄り添い いのちを支え合うまち 小金井 | 基本施策1 地域におけるネットワークの強化 | (1) 地域ネットワークの構築・連携強化 |
| | | (2) 地域ネットワークを活用した見守りの推進 |
| | 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 | (1) 様々な職種を対象とする研修 |
| | | (2) 市民を対象とする研修 |
| | 基本施策3 市民への周知・啓発と相談体制の充実 | (1) 自殺対策に関する周知・啓発の推進 |
| | | (2) 相談体制の充実 |
| | 基本施策4 生きることの促進要因の支援と 阻害要因の軽減 | (1) 居場所づくりの推進 |
| | | (2) 障がいのある方への支援 |
| | | (3) 子育て世帯への支援 |
| | 基本施策5 自殺未遂者、自死遺族等への支援 に関する情報提供等 | (1) 自殺未遂者への支援に関する情報提供 |
| | | (2) 自死遺族等への支援に関する情報提供 |
| | 重点施策1 子ども・若者に関わる自殺対策の 推進 | (1) 学校における支援 |
| | | (2) 見守り・支援体制の強化 |
| | 重点施策2 生活困窮者（無職者・失業者を含 む）に関わる自殺対策の推進 | (1) 生活困窮者の生活を支える取組 |
| | | (2) 自立に向けた支援 |
| | 重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策 の推進 | (1) 就労に向けた支援 |
| (2) 経営の安定に向けた支援 | | |
| 重点施策4 高齢者に関する自殺対策の推進 | (1) 高齢者の生活を支える取組 | |
| | (2) 高齢者の健康づくりに向けた支援 | |

4 小金井市の取組方針

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係しています。それに伴って悩みを抱えた人が相談相手を見つけられない、地域や社会から孤立してしまう、といった問題が生じる場合があります。

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するために、地域での細やかな見守り支援と、地域・関係機関・行政のネットワークの強化により、幅広く連携した自殺対策に取り組みます。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域の自殺対策は、それを担い支える人材がいて、はじめて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。本市では、自殺対策を強力に推進していくために、様々な分野の専門家や市職員、関係機関の職員を始め、地域における自助・共助の担い手でもあるゲートキーパーを幅広く養成し、地域ぐるみで自殺対策を推進します。

そして、市民一人一人がゲートキーパーとして、必要時に対象者や身近な方々を支え、自殺を防ぐことができる人材となることができるよう意識を醸成します。

基本施策3 市民への周知・啓発と相談体制の充実

自殺につながる要因は様々ですが、正しい知識を学ぶことや、悩みごとに関係する知識を持つ人と相談することで、悩みを解消できる場合があります。また、日常生活においても健康問題やその他の悩みなどから自殺のリスクが高まっていくこともあり得ます。

本市でも、そもそもそのように自殺のリスクが高まるような状況に陥らないように、市民との様々な接点を活かし、容易に知ることができるよう、様々な相談窓口や相談機関の情報を発信していきます。

また、誰かに助けを求めることを社会全体の共通認識となるよう普及啓発するとともに、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭する啓発活動に取り組みます。

基本施策4 生きることの促進要因の支援と阻害要因の軽減

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、例えば良好な周囲の人間関係、経済的な安定や自己肯定感といった「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」よりも、失業や雇用の不安定、家族や周囲との不和、病気や孤独といった「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回った時とされています。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やすことを目的とし、様々な取組を実施します。

基本施策5 自殺未遂者、自死遺族等への支援に関する情報提供等

教育・医療・福祉などの関係機関が連携し、自殺未遂者、自死遺族への適切なケアを図ることができるよう、こころの健康、精神保健医療福祉についてのさまざまな情報を提供していきます。

重点施策1 子ども・若者に関わる自殺対策の推進

本市の職業別自殺者数(平成29年から令和4年の合計値)の割合をみると、特に「学生・生徒等」で、東京都、全国の2倍以上となっていることから、子ども・若者に関わる自殺対策は重点的に推進していくことが必要です。

児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるように、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、子どもに関する機関がSOSに早期に気づき、ネットワークによる早期支援の強化を図ります。

重点施策2 生活困窮者(無職者・失業者を含む)に関わる自殺対策の推進

生活困窮者とは「現在経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」であり、家庭や生活の状況次第では生活保護の対象となります。

本市でも生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」を強化するとともに、支援につがっていない人を早期に支援へとつないでいきます。

重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

国から地域の自殺の現状について把握することを目的に提供された「小金井市地域自殺実態プロファイル」において、勤務や経営に関わる問題は重点的な支援対象に推奨されています。職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動による環境変化、退職や失業、業績不振、事業の倒産などに至った結果、生活困窮や多重債務の問題を抱え、更に自殺リスクが高まることは少なくありません。勤務問題による自殺リスクの低減に向けて、早期に支援につなぐための連携の強化や勤務問題の理解を深め、相談先についての周知を進めます。

重点施策4 高齢者に関する自殺対策の推進

高齢者は、家族との死別や離別、健康問題、介護、生活困窮などの複数の問題を抱え込みやすい傾向にあり、高齢者の自殺も課題となっています。

それを受け、本市では高齢者やそのご家族が安心して生活できるように、相談支援や見守りを実施するとともに、健康づくりの推進を行います。

5 施策の展開

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

(1) 地域ネットワークの構築・連携強化

少子高齢化や核家族化などにより家族や地域のつながりが希薄化しています。また、地域には、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人や、制度の狭間にある人など、課題を抱えた人がいます。そのような状況に陥っている人を早期に発見し、支援につなげるために、医療・保健・福祉などの多機関によるネットワークを構築し、複雑化、複合化した課題に対しては、重層的な支援を行います。

本市でも特に子育て家庭、高齢者世帯、障がいのある方のような課題を抱えることの多い方々を対象とした、相談・支援体制の確立を推進します。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|--|--------|
| | いのち支える自殺対策推進本部の運営 | 市長を本部長とし、各部長職者等が連携する組織で自殺対策に係る施策や取組を推進します。 | 健康課 |
| | 地域福祉ネットワーク支援事業 | 地域の高齢者が安心して暮らし続けられるよう、孤立を防ぎ、異変を速やかに発見できる見守り・支援の体制を拡充します。また、ゲートキーパー養成研修を受講した職員が対応することで、自殺リスクに対応します。 | 介護福祉課 |
| | 子育て支援ネットワーク | 保育所、幼稚園、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働により、情報発信を行うとともに、ネットワークを強化し、子育ての孤立化防止に努めます。 | 子育て支援係 |

(2) 地域ネットワークを活用した見守りの推進

不適切な養育環境にある児童や障がいを抱える高齢者・重度の身体障がいのある方といった、特に重点的な支援を必要とする方々に対して対応できる施策を十分に検討することが求められています。

本市でも、課題を抱える家庭、障がいのある方、高齢者を中心に、地域のネットワークを使って積極的な見守りを行うとともに、障がいのある方や高齢者の権利擁護事業を推進します。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|---|------------------|
| | 民生委員児童委員事務 | 民生委員児童委員に対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、地域の見守りを実施し、高齢者、体の不自由な方、児童問題、子育て家庭など、援助を必要とする方の相談窓口となるとともに、自殺リスクの発見に努めます。 | 地域福祉課 |
| | 権利擁護事業の推進 | 成年後見制度の着実な利用促進のため、地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援の必要な方の早期発見、複雑化する相談への対応や、自殺リスクの高い人を見つけることができるよう、相談員(権利擁護センター職員)に対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求めます。 | 地域福祉課 |
| | 成年後見制度利用事業(障がいのある方・高齢者) | 精神障がい、知的障がいのある方又は高齢者に対して、不利益を被ったり、権利及び財産が不当に扱われたりすることがないように、成年後見制度の利用の推進と利用者への相談体制の拡充を行います。 | 自立生活支援課 介護福祉課 |
| | 重度身体障害者等救急通報システム事業 | 一人暮らし等の重度の身体障がいのある方に対し、家庭内で病気や事故といった緊急事態に陥ったときに通報できるシステムを提供することにより、緊急時に東京消防庁及び地域協力員による速やかな救助を行います。 | 自立生活支援課 |
| | 子ども家庭支援センターの運営(児童虐待防止対策の充実) | 児童虐待防止のため、課題のある家庭に対しての見守りと相談支援の充実、必要時における対応、関係機関への連携を行います。 | 子育て支援課 |

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

(1) 様々な職種を対象とする研修

各種相談員が様々な事業において、自殺リスクを抱える市民への相談対応を実施していますが、自殺を考える要因は人それぞれであるため、そのような専門職の方だけでの対応は困難となります。そのため、市民と直接接する市の窓口職員や各種団体の職員に対しても、自身が自殺対策を担う人材であるという意識を醸成していく必要があります。

本市では、市職員をはじめ、幅広い団体の職員等に対してもゲートキーパー養成研修の受講を促し、自殺対策を担う人材の育成を行います。また、自殺リスクの高い方への対応だけでなく、自殺未遂者への対応についてもこの研修の中で実施していくことを検討します。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------------------|---|---------|
| | DV等相談窓口の整備 | ゲートキーパー養成研修の受講等により、DV等被害者からの相談において自殺リスクに対して早期に対応できる体制を整えます。 | 企画政策課 |
| | 保護司会との連携 | 犯罪や非行に陥った人の改善更生を助ける保護司会の健全な運営を図るため、会に対して補助金を支給するとともに、保護司に対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、自殺リスクを発見できるよう、意識の醸成を行います。 | 地域福祉課 |
| | 障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員） | 市が委託している身体障がい、知的障がいのある方、その家族が日常生活等について相談することができる障害者相談員に対して、ゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、自殺リスクを発見できるよう、意識の醸成を行います。 | 自立生活支援課 |
| | 介護サービス事業者振興事業 | 介護サービス事業所職員に対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、対象者から相談を受けた際に、自殺リスクを発見できるように努め、必要時には適切な支援を実施します。 | 介護福祉課 |
| | 職員向けゲートキーパー養成研修 | 市民と接する機会の多い市職員の自殺予防に関する知識を高めることで、自殺のリスクを抱える方等を早期発見し、適切な関わりができるよう、職員向けのゲートキーパー養成研修を行います。 | 健康課 |

(2) 市民を対象とする研修

切れ目なく、漏れのない自殺対策を行うためには、自治体や関係機関の職員だけでは限界があり、市民の協力が不可欠です。

特に、自殺対策を拡充させる上では、日常生活の中で他者と接するうちに、身近な人の心身の問題に気づくことのできる人材が求められています。

今後も、ゲートキーパー養成をはじめとした、多くの市民が自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ることができる講座や研修を促進していきます。また、若者も含めた多様な世代や地域の活動団体、事業所等へも積極的に拡充し、人材育成を図ります。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|---|---------|
| | 精神保健福祉ボランティア育成事業費補助金 | 精神保健福祉に関する市民ボランティアを養成するための研修等の経費に対して、その一部を補助することで、地域における精神保健福祉の普及・啓発を図ります。また、精神保健福祉ボランティアに対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、自殺リスクを早期発見できる人員の確保に努めます。 | 自立生活支援課 |
| | 市民向けゲートキーパー養成研修 | 身近にいる人の自殺のリスクを早期発見し、適切な関わりができるよう、市民向けのゲートキーパー養成研修を行います。 | 健康課 |
| | ファミリー・サポート・センター事業 | ファミリー・サポート・センターは、育児の援助活動を行う者（協力会員）と援助活動を受ける者（依頼会員）からなる互助組織です。協力会員に対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、自殺リスクへの理解を深めるとともに、早期発見できるよう努めます。 | 子育て支援課 |

(1) 自殺対策に関する周知・啓発の推進

自殺につながる要因は様々で、自殺リスクの高い人に気づくことは難しいことがあります。正しい知識を学ぶことで、早い段階での気づき、悩みごとの解決や不安の解消につながる場合があります。

自殺に至る前に人に助けを求めることが大切であることを社会全体で認識できるように、ホームページや庁内展示等で普及啓発していきます。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------------------|--|-------|
| | 自殺対策に関する周知・啓発及び相談窓口の周知 | 自殺対策に関する周知・啓発及び相談窓口の周知について、市報や市ホームページだけでなく、ツイッター等も活用して推進します。 | 健康課 |
| | メンタルチェックシステムの周知・活用 | 自分のこころの状態を気軽にチェックできるメンタルチェックシステム「こころの体温計」の利用について、市ホームページからアクセスできることを周知し、そのシステムにより各種相談窓口を紹介します。 | 健康課 |
| | 健康講演会 | 小金井市医師会・歯科医師会と協力の上、市民の関心度が高い健康テーマに関する講演を実施し、その後の相談の時間などを通じて、受講者が抱える健康不安の解決を図ります。 | 健康課 |
| | 人権施策の啓発 | 人権意識を高めるための啓発活動を行う中で、自殺対策の普及・啓発を推進します。 | 広報秘書課 |
| | 健康支援に関するテーマ展示 | 悩みごとの解決や不安解消、またリフレッシュ方法等の様々な視点でテーマ展示等を行うことにより、心身ともに健康でいられるための支援をします。 | 図書館 |

(2) 相談体制の充実

悩みを抱えた場合に、悩みごとに関係する知識を持つ人と相談することで解決することも少なくありません。

総合的な相談窓口、こころ、就労、高齢者、精神などの各種相談窓口を充実させるとともに、様々な問題を抱えている場合には、適切な窓口につなげ、問題解決や自立し安定した生活が送れるよう、関係部署、関係機関と連携し支援していきます。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------------|---|-------|
| | 女性総合相談 | 女性が日常生活を送る上で抱える様々な悩みの相談に応じ、不安の解消や適切な部署・機関への連携を行います。 | 企画政策課 |
| | 市民相談及び人権・身の上相談業務 | 市民の日常生活についての相談や意見、要望などへの対応を行います。 | 広報秘書課 |
| | 消費生活相談員による相談業務 | 消費生活に関する相談の業務を通じて、世帯の生活困窮や自殺リスクが発覚する場合があるため、担当職員が適切な対応ができるよう、関係各課との連携を図ります。 | 経済課 |
| | 福祉総合相談窓口事業 | 年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える地域生活課題を丸ごと受け入れる総合相談窓口を運営します。特に、従来の支援では対応が困難な複合的課題を抱える相談については、関係機関と連携・協働して包括的な支援を行い、地域生活課題を抱えた人に寄り添い、解決に向けて伴走し、その人らしい生活を送れるよう支援します。 | 地域福祉課 |

基本施策4 生きることの促進要因の支援と阻害要因の軽減

(1) 居場所づくりの推進

近年の核家族化や少子化、高齢化などに伴って、地域の中で暮らす人々のつながりは徐々に失われつつあります。地域のつながりの希薄化によって、悩みを抱えたときに相談できなかつたり、あるいは社会から孤立したりする場合があります。

地域に人とつながれる場があることは、いきいきと生きていくための重要な要素であり、本市でも、子どもや家庭、高齢者をはじめ、誰もが地域や社会から孤立することなく、安心して日々を暮らすことができるよう、居場所づくりとその周知に努めます。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------|--|------------------|
| | 地域の居場所づくり(カフェ、サロン等)の実施 | 地域の居場所づくりについて、市内の地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業所、市民団体、NPO、医療機関等と連携し、分析を行い、今後の地域の居場所づくり(カフェ・サロン等)の実施を進め、高齢者の孤立防止や生きがいづくりに努めます。 | 介護福祉課 |
| | 子どもの居場所づくり事業補助金 | 子ども食堂を運営する団体を補助することで、地域の子どもの食事や交流の場を提供し、それらの機会提供を通じて家庭の状況等を把握し、必要時には支援先につなぐなどして対応します。 | 子育て支援課 |
| | 子育てひろば事業(子ども家庭支援センター・児童館) | 子育て親子の交流や情報交換の場を提供するとともに、家庭が地域や社会から孤立しないよう気軽に相談ができ、くつろげる居場所の提供に努めます。 | 子育て支援課 児童青少年課 |

(2) 障がいのある方への支援

障がいを抱えて暮らす人には、日常生活上での不便に加え、生活困窮、障がいのある方を支える家庭の重い負担など、課題が多くあります。

本市でも障がいのある方や家庭への相談体制の充実や支援・援助、各種手続き等の周知などに努めます。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------------------------|--|---------|
| | 特別障害者手当、心身障害者福祉手当、難病者福祉手当等支給事務 | 障がいのある方、難病の治療を受けている方等に対して各種手当を支給することで経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。 | 自立生活支援課 |
| | 難病等医療費助成、心身障害者医療費助成、自立支援医療（精神通院）事務等 | 難病等に罹患された方、心身に障がいのある方（児童）、精神障がいにより通院している方等への支援として、医療費の一部を助成するなどの事務において、担当する職員がゲートキーパー養成研修を受講することで、問題の早期発見・早期対応体制を推進します。 | 自立生活支援課 |
| | 介護給付、訓練等給付に関する事務 | 障がい等を持っている方々に対して、介護給付、訓練等給付の利用などに関する相談、支給決定等を行い、当人や家族の負担軽減を図ります。 | 自立生活支援課 |
| | 障がいのある方の福祉に関する相談体制 | 障がいのある方の福祉に関する相談について、担当する職員がゲートキーパー養成研修を受講し、自殺リスクの早期発見・早期対応に取り組みます。また、市内の指定特定相談支援事業者及び基幹相談支援センターの職員に対してもゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、相談体制を充実させます。 | 自立生活支援課 |
| | 知的障害者グループホーム利用者家賃助成 | グループホームを利用する知的障がいのある方の経済的負担を減らすため、家賃の一部を補助します。 | 自立生活支援課 |
| | 補装具費支給事務 | 各種障がいのある方に対する補装具に関する相談・支援を行い、対象者の負担を軽減します。 | 自立生活支援課 |
| | 日常生活用具費支給事務 | 各種障がいのある方に対する日常生活用具に関する相談・支援を行い、対象者負担を軽減します。 | 自立生活支援課 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|--|---------|
| | 障害児支援に関する事務 | 障がいのある児童を持つ保護者への相談支援及び児童発達支援等の各種サービスの提供を行うことで、日常生活を送る上で保護者に過度な負担がかかるのを防ぎます。 | 自立生活支援課 |
| | 移動支援費・日中一時支援費給付事業 | 障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を支援することで、家庭への負担の軽減を図ります。 | 自立生活支援課 |
| | 意思疎通支援事業 | 聴覚障がいのある方等の日常生活のサポートを対象とした手話通訳等の派遣を行う事業における、通訳者等の支援員に対して、ゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、支援体制を推進します。 | 自立生活支援課 |
| | 重度脳性麻痺者介護事業 | 重度脳性麻痺者の介護を行っている家族に対し、介護券を発行し手当を支給することにより、障がいのある方の福祉の増進を図ります。 | 自立生活支援課 |
| | 障害者福祉センター緊急一時保護 | 在宅介護の必要な障がいのある方を、適宜必要に応じて保護施設で一時的に預かることで、当人や家族の負担軽減を図ります。 | 自立生活支援課 |
| | 精神の障がいのある方の配食サービス事業 | 在宅の精神障がい者に配食サービスを提供することにより、その自立と食生活の質の確保を図ること、併せて安否の確認を行います。 | 自立生活支援課 |

(3) 子育て世帯への支援

近年、急速な少子高齢化・核家族化の進展を背景に、子どもを取り巻く環境が変化
する中、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要となっていま
すが、依然、子育てに困難を抱える家庭は存在し、社会全体で子育て・子育てを支え
ることが重要であることに変わりはありません。

本市でも、このような状況を踏まえ、社会全体で子育て家庭を支え、妊娠期からの
切れ目ない支援を行う体制を整えて、様々なニーズに応じた支援をします。また、ひ
とより親家庭や問題を抱える保護者の早期発見に努めるとともに、きめ細やかな支援を
推進します。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|--|---|--------|
| | 妊婦面談 | 全ての妊婦を対象に、保健師等の専門職が保健センター、市内施設で面談を行い、妊娠から出産後にかけて相談できる体制を確立することで、不安の解消に努めます。 | 健康課 |
| | 乳幼児及び産婦の健康診査事業 | 新生児と母親を対象とした健康診査を保健センターにて行うとともに、母親の産後うつや精神疾患の悪化などにも留意します。 | 健康課 |
| | 妊産婦訪問指導事業 | 全ての妊婦を対象に、新生児・妊産婦を保健師又は助産師が家庭訪問し、日常生活や育児全般について助言・指導・相談を行います。訪問時には産後うつの可能性を確認するためのアンケートを行い、必要に応じて関係機関へつなぎます。 | 健康課 |
| | 産後ケア事業 | 出産後に家族等からの支援を受けることが困難な母子に、医療機関等で心身のケア、育児サポート等を行うことで母親の心身の回復と産後うつ予防に寄与します。 | 健康課 |
| | のびゆくこどもプラン小金井(小金井市子ども・子育て支援事業計画)の計画的推進 | のびゆくこどもプラン小金井を基に、計画掲載事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ります。 | 子育て支援課 |
| | 母子及び父子福祉資金貸付事業 | 20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子及び父子福祉資金の貸付を行い、生活の安定を図ります。 | 子育て支援課 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------------------|--|--------|
| | 母子生活支援施設措置 | 母子支援施設のあっせんや、経済的な支援を通じて、困窮している母子家庭に生活の場を提供し、生活の安定を図るとともに、子育てに悩みや課題を抱えている母子が安心して生活できるよう支援します。 | 子育て支援課 |
| | ひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣事業 | 日常生活を営むのに支障が生じている場合等にホームヘルパーの派遣によって、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。 | 子育て支援課 |
| | 子ども家庭支援センターの運営（総合相談及び情報提供） | 子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供の場としての充実を図るとともに、相談者に寄り添い支援します。 | 子育て支援課 |
| | 子ども家庭支援センターの運営（ショートステイ事業） | 保護者が様々な事情で一時的に子どもの養育が困難になった場合に、保護者に代わって当該児童を施設で短期的に養育し、その児童及び家庭を支援します。 | 子育て支援課 |
| | 児童扶養手当支給事務 | ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該家庭への経済的支援を行います。 | 子育て支援課 |
| | 児童育成手当支給事務 | ひとり親家庭や一定程度の障がいをもつ児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該家庭への経済的支援を行います。 | 子育て支援課 |
| | ひとり親家庭等医療費助成事務 | ひとり親家庭の親子の健康増進、保健の向上に寄与するため、当該家庭の医療費自己負担分を助成します。 | 子育て支援課 |
| | 就学援助費支給事業 | 生活保護の受給世帯に準ずる世帯に対し、児童・生徒の就学にかかる学用品や給食費といった費用の支援を行い、生活困窮世帯の児童・生徒の就学を援助します。 | 学務課 |

基本施策5 自殺未遂者、自死遺族等への支援に関する情報提供等

(1) 自殺未遂者への支援に関する情報提供

自殺未遂者の多くが、精神的健康問題、借金・経済問題、家庭問題等の様々な問題を複合的に抱えているものの、相談することに抵抗があり、相談機関につながっていないことが多い状況です。

本市では、自殺に傾いた方に必要な相談窓口相談できるよう、また支援につながるようなことができるよう、情報の提供に努めます。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|--|-----|
| | 自殺未遂者への支援に関する情報提供 | 自殺未遂者が必要な相談窓口相談できるようホームページ等で状況提供を行います。 | 健康課 |

(2) 自死遺族等への支援に関する情報提供

家族を自死で亡くした場合、遺された家族は、相続、借金、労災、各種補償問題など、自死に伴いさまざまな問題に直面することがあります。そのため、遺族支援として、こころのケアとともに、法的支援の提供が重要になります。

本市では、自死遺族が必要な窓口相談できるよう、また支援につながるようなことができるよう、情報の提供に努めます。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|--|-----|
| | 自死遺族等への支援に関する情報提供 | 自死遺族への支援や相談を行っている団体等への把握とともに、それらの団体等の紹介や情報提供を行います。 | 健康課 |

重点施策1 子ども・若者に関わる自殺対策の推進

(1) 学校における支援

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には様々な社会的要因があることが知られています。幼児期における貧困・虐待等の問題はその人の将来の自殺リスクを高める要因にもなり、早い段階の問題への対応を行っていくことが必要です。

本市では、各校において教職員の連携強化によって、児童・生徒の危機対応のための校内体制を整備をします。

また、児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、SOSの出し方に関する教育を実施していきます。

さらに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を通じて、様々な悩みや問題を抱える児童生徒が必要な支援を受けられるよう、児童・生徒を適切な関係機関へつなぐなど、課題解決に向けた取組も推進します。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------------------------|--|-----|
| | 学校内における相談体制の充実 | 児童・生徒のSOSに気付く校内体制を充実させるため、気軽に相談できる雰囲気づくりや言葉にならない声への気付きを意識し、教職員の連携を図ります。また、学校に関わる事務職員、用務主事等全ての教職員の役割分担を明確化し、児童・生徒の些細な変化を共有できる体制を整え、危機対応のための校内体制の整備を推進します。 | 指導室 |
| | 教員向け研修の充実 | 自殺の心理や、自殺の危機が迫っている児童・生徒の様態を理解するとともに、自殺のサインを見逃さない校内体制を整えるため、教員向け研修を実施します。 | 指導室 |
| | スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 | スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、不安等が高まっている児童・生徒だけでなく、誰もが気軽に相談できる相談体制を整えます。また、教職員等へ問題事象の理解や対処方法等について助言を行い、専門機関と連携し相談体制を充実させます。 | 指導室 |
| | いじめ防止対策 | 児童・生徒の自殺リスクの要因であるいじめに対して、各校において未然防止、早期発見、早期解決に向けて、情報提供や相談対応等を実施するとともに、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方を周知します。 | 指導室 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|--|-------|
| | 若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業 | <p>若年層（10代～23歳）に対し、多様な性に関する授業や教員研修等に講師を派遣します。</p> <p>また、10代～23歳までの若年層セクシュアル・マイノリティの方に、同世代の当事者と安心して過ごせる居場所を提供します。</p> | 企画政策課 |

(2) 見守り・支援体制の強化

子どもや若者が生きる上で、自分の置かれた環境や状況の影響を強く受けることがあり、必ずしも自分自身で事態を改善できるとは限りません。そのため、学校以外においても見守りや支援体制の強化を図り、十分に配慮していくことが必要です。

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことがないよう、地域の大人や学校関係者等での見守りや支援体制の強化を図っていきます。

また、子どもが悩みや心配事を相談できる環境の整備、不登校の児童・生徒に対する適応指導教室による居場所確保等も併せて推進します。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|--------------|--|--------|
| | 青少年問題協議会 | 青少年問題に関する調査、審議等を行う 小金井市青少年問題協議会を開催します。 | 児童青少年課 |
| | 教育相談事業 | 教育相談所を設置することで、子どもが 悩みや心配事を相談員や臨床心理士に対 して相談できる機会を提供します。また 現場の状況の把握に努める等、問題に対 して早期発見・早期対応ができるような 体制づくりを推進します。 | 指導室 |
| | もくせい教室の設置 | 不登校児童・生徒を対象としたもくせい 教室を設置し、学習支援、集団適応及び 社会的自立を援助するための支援を行 います。また、通室生の保護者の相談対応 も行います。 | 指導室 |
| | 若者コーナーの運営と活用 | 若者を対象とする講座等の情報提供の場 として、また、地域の居場所や利用者間 の交流促進として予約なしで多目的に活 用できる場を提供します。 | 公民館 |
| | 子どもの権利の普及・啓発 | 子どもの権利に関する条例及び子どもオ ンブズパーソンについての周知・啓発活 動を行います。また、子どもの権利検討 部会により庁内関係部署の連携を図りま す。 | 児童青少年課 |
| | 子どもオンブズパーソン | 子どもの気持ちを尊重し、子ども自身が 「もう大丈夫」と思えるようになること、 自ら課題を解決できるようになることを 大切にしながら、相談・救済に取組み、 子どもの権利に関する普及啓発活動を行 います。 | 児童青少年課 |

重点施策2 生活困窮者（無職者・失業者を含む）に関わる 自殺対策の推進

（1）生活困窮者の生活を支える取組

生活困窮は様々な要因によって複合的に発生し、誰の身にも起こりうることです。

一方で、日常生活を送る上で、食事や住居といったものを欠いて生きることはできず、市民がそのような事態で苦しむことがないように、支援を行う必要があります。

自殺リスクにつながりかねない問題を抱えている人を早期に発見し、国や都における援助等を含めた、必要な支援へとつなぎます。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------|---|----------|
| | 住居確保給付金 | 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することで、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 | 地域福祉課 |
| | 生活保護各種扶助事務 | 生活保護法に基づき、適正な対象者に対して必要に応じた各種扶助費を支給することにより、経済基盤を提供し、自殺リスクに対応します。 | 地域福祉課 |
| | 法外援護事務 | 生活保護法では対象とならない生活困窮者の需要に対して、行政独自で援助金を支給し、本人や世帯の自立助成を図ります。 | 地域福祉課 |
| | 居住支援事業 | 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者に対し、住宅確保要配慮者の相談に応じ、住まい探しの支援を行います。 | まちづくり推進課 |

(2) 自立に向けた支援

生活困窮者を支えることが重要なことである一方で、同時に生活困窮者が苦しい現状から脱却することができることも重要なことです。生活困窮者の自立に対する支援の拡充も求められています。

生活困窮自立支援制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を強化することにより、生活苦等からの自殺のリスクが高い市民に対して健康で文化的な最低限度の生活を送れるよう事業を推進します。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------|---|-------|
| | 納税相談における生活困窮者等支援機関への相談・案内 | 納税相談の業務を通じて、世帯の生活困窮や自殺リスクが発覚する場合は、担当職員が適切な対応ができるよう、関係各課との連携を図ります。 | 納税課 |
| | 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活困窮者の複合的な課題に対応する相談窓口を設置するほか、支援計画案を検討するための会議や具体的な支援の実施を目標とし、対応体制を拡充します。 | 地域福祉課 |
| | 生活困窮者学習支援事業 | 生活困窮家庭の子どもに対して、学習支援や奨学金などの情報提供を行うとともに、進学に必要な支援を行います。様々な子どもとの接点を通して、家庭状況の把握や自殺リスクへ対応します。そのほか貧困の連鎖の防止となる支援を適宜実施します。 | 地域福祉課 |
| | 生活保護施行に関する事務 | 生活保護利用者が自立して生活できるようにするため、就労支援や各種医療機関への連携、高齢の受給者に対する総合的な支援などを実施します。 | 地域福祉課 |
| | 生活困窮者就労準備支援事業 | 就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象に、福祉総合相談窓口现就労準備支援員を配置し、一般就労に向けた基礎能力形成からの支援を計画的かつ一貫して実施することにより、日常生活自立、社会生活自立及び就労自立の促進を図ります。 | 地域福祉課 |

重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

(1) 就労に向けた支援

勤務に関する問題は自殺の理由として多く、職場上の問題や失業などは複合的に経済的困窮等を生じる可能性があります。誰もが健康で自立して生活できるよう、労働者や求職者が抱える問題の解消や、就労に関する意欲の向上が求められています。

本市では若者から高齢者、母子家庭等を対象とした就職、労働問題等に関する相談や東京しごとセンターやハローワークと協力し、相談会や面接会などを実施し、就労に向けた支援を行っていきます。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------|---|--------|
| | 就労支援事業 | 就業機会の拡大を図るため、東京しごとセンターやハローワークなどと連携し、就職セミナー・相談会・面接会を開催するとともに、就労に関する各種イベント等を周知し、労働者や求職者が抱えている問題の解消や、就労に関する意欲や意識の向上を図り、経済的に安定した生活への支援につなげます。 | 経済課 |
| | 母子家庭等自立支援給付金事業 | ひとり親家庭に対して、就労に必要な技能や資格、高卒認定等の取得のため、自立支援金の給付を行い、対象家庭が自立して生活できるよう支援を行います。 | 子育て支援課 |
| | 母子・父子自立支援員設置事業 | ひとり親家庭の悩みや課題に対して相談を受け、必要な情報提供及び助言、職業能力の向上や求職活動に関する支援といった自立をサポートします。 | 子育て支援課 |

(2) 経営の安定に向けた支援

ときとして経営者は経営難・資金難などによって倒産や多重債務を抱えることがあります。

そのような問題に対する相談体制の確立や支援の充実を進めます。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------|--|-----|
| | 小口事業資金融資あっせん制度 | 地元商工業者等の事業育成のため、融資のあっせんを行い、貸付利子及び保証料の一部補助を行う事業を実施し、経営難・資金難等を抱える経営者の問題の解消を図ります。 | 経済課 |

重点施策4 高齢者に関する自殺対策の推進

(1) 高齢者の生活を支える取組

高齢者が生活する上で生じる、様々な不便や困難に対して、一人で苦しむことがないように、地域全体で支えていく必要があります。

本市でも高齢者やそのご家族が安心して生活を送るために、地域包括支援センターにおける総合的な相談支援を実施するとともに、高齢者の権利擁護や、友愛活動員による見守りを行います。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|--------------------|---|-------|
| | 地域包括支援センター総合相談支援業務 | 地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、高齢者やそのご家族等からの様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくります。 | 介護福祉課 |
| | 高齢者権利擁護事業 | 高齢者に対する虐待の防止や養護者の介護負担軽減などを目的とし、虐待対応の支援体制の確立や高齢者虐待防止専門ケア会議の開催、高齢者の権利擁護の周知を行います。 | 介護福祉課 |
| | 友愛活動事業 | 高齢者の孤独感の解消や事故の未然防止、必要時の対応を目的に実施されている友愛活動を支援することで、一人暮らし高齢者等を家庭訪問や電話訪問により見守ります。 | 介護福祉課 |

(2) 高齢者の健康づくりに向けた支援

高齢者の多くが病気や障がい、身体的不調に対して大きなストレスを抱えていると推測されます。

本市でも、将来の大病や怪我に対する予防やそのような状況にある方に対するの改善方法の共有、健康に対する不安の解消などを目的とし、健康づくりに関する教室や定期的な健康相談を実施し、市民が健康に暮らすことができるまちを目指します。

【生きる支援関連事業】

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------------|---|-------|
| | 高齢者食の自立支援事業 | 高齢者の各種配食サービスや、食に関する意欲を引き出すような講座・教室などを行い、高齢者の健康維持、引きこもり防止、軽度認知症対策などを図ります。 | 介護福祉課 |
| | 健康づくりフォローアップ指導事業 | 生活習慣病予防及び健康増進に関する健康教育を行うために、健康増進に寄与することを目的とした集団健康教室を実施し、高齢者の心身の健康づくりを支援します。 | 健康課 |
| | 成人健康相談 | 医師や保健師による個別健康相談、血压検査、体脂肪測定、聴覚検査や、精神科医師による相談対応などを実施し、必要時に適切な機関へつなげるよう体制を拡充します。 | 健康課 |

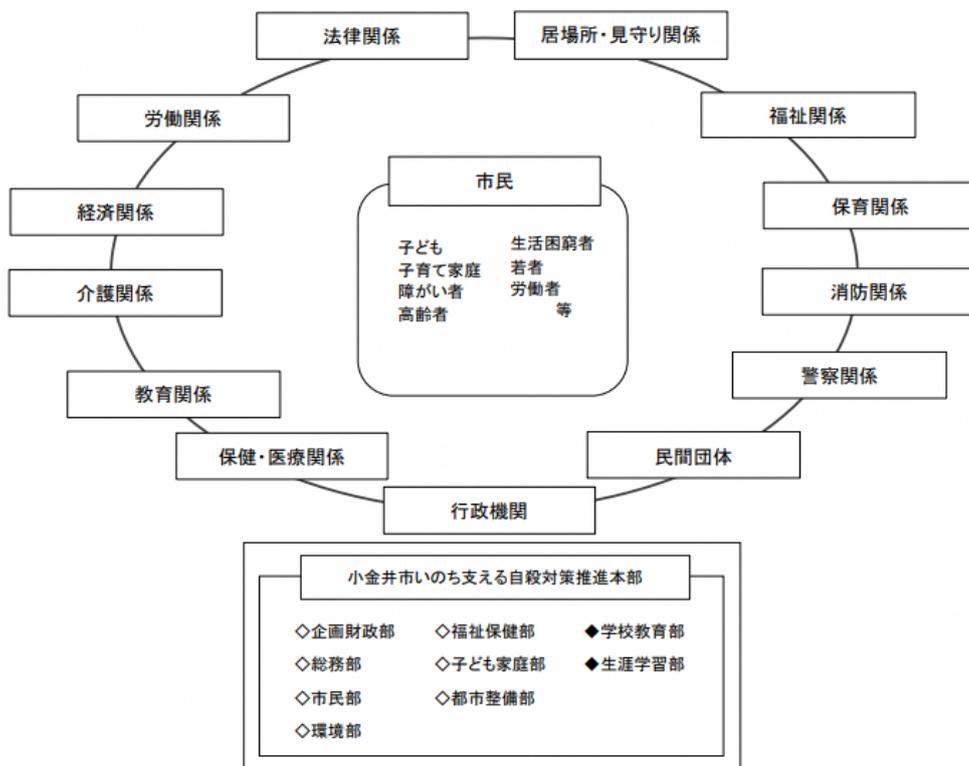
6 自殺対策の推進体制等

(1) 市における自殺対策の推進

「こころに寄り添い いのちを支え合うまち 小金井」という本計画の理念を推進するため、本市では「いのち支える自殺対策推進本部」を中心とした全庁的な体制での計画の実施に取り組みます。

また、行政のみならず、行政と地域の関係機関が相互に連携を図るとともに、市民同士の支え合いによって、理念の実現を目指します。

【自殺対策を推進するネットワーク体制図】

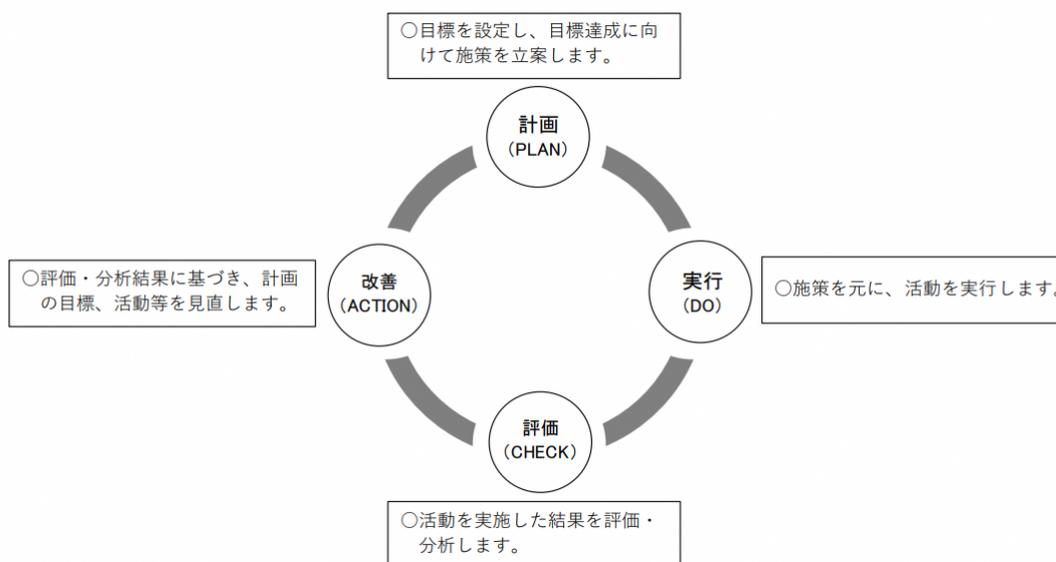


(2) 進行管理

計画策定後は各種施策の進捗状況を管理、評価し、その結果に基づいて改善するPDCAサイクルで取組を推進します。

自殺対策計画の進行管理に関すること及び自殺対策に係る施策の総合的な推進に関することについては、いのち支える自殺対策推進本部が行います。

【PDCAサイクルの図】



(2) 成果指標

本計画期間中の成果指標として、以下の目標を設定します。

| 施策 | 事業 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 |
|-------|-------------------------|---------------------|------|------|------|-------|
| 基本施策1 | いのち支える自殺対策推進本部の運営 | 継続実施・拡充 | | | | |
| | | いのち支える自殺対策推進本部の開催 | | | | |
| 基本施策2 | 職員向けゲートキーパー養成研修 | 増加 | | | | |
| | | 職員向けゲートキーパー養成研修受講者数 | | | | |
| 基本施策2 | 市民向けゲートキーパー養成研修 | 増加 | | | | |
| | | 市民向けゲートキーパー養成研修受講者数 | | | | |
| 基本施策3 | 自殺対策に関する周知・啓発及び相談窓口の周知 | 増加 | | | | |
| | | 周知・啓発に向けた広報物等への掲載回数 | | | | |
| 基本施策4 | 介護給付、訓練等給付に関する事務 | 増加 | | | | |
| | | 支給決定件数 | | | | |
| 基本施策4 | 妊産婦訪問指導事業 | 増加 | | | | |
| | | 妊産婦訪問指導実施率 | | | | |
| 基本施策5 | 自殺未遂者、自死遺族等への支援に関する情報提供 | 増加 | | | | |
| | | 広報物等での情報提供の実施回数 | | | | |
| 重点施策1 | いじめ防止対策 | 継続実施・拡充 | | | | |
| | | いじめ防止対策の実施状況 | | | | |
| 重点施策2 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 増加 | | | | |
| | | 生活困窮者自立支援プランの作成件数 | | | | |
| 重点施策3 | 就労支援事業 | 継続実施・拡充 | | | | |
| | | 就職セミナー・相談会・面接会の開催数 | | | | |
| 重点施策4 | 成人健康相談 | 継続実施・拡充 | | | | |
| | | 成人健康相談実施後の連携体制 | | | | |